

高岡市移住新婚世帯家賃支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から移住し、市内の民間賃貸住宅に居住する若者世帯に対し家賃の一部を補助することにより、本市での定着を図るため、高岡市移住新婚世帯家賃支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 第5条の規定による支援金の交付を初めて申請した日（以下「初回交付申請日」という。）において、夫又は妻のいずれかが満40歳未満の世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 一戸建て住宅又は共同住宅であって、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅又は雇用促進住宅
 - イ 事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等
 - ウ 世帯の3親等内の親族が所有する住宅
 - エ 賃貸借契約の期間が2年未満の住宅（契約の更新により当該住宅に2年以上継続して居住することが見込まれる場合を除く。）
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、管理費、駐車場使用料等直接住宅の賃借料と認められないものを除く。）をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が従業者に対して支給又は負担をする住宅に関する全ての手当等の月額をいう。
- (5) 新婚世帯 初回交付申請日前1年以内に婚姻届を提出した若者世帯をいう。

(支援金の対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、新婚世帯に属する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内の民間賃貸住宅に住所を有していること。ただし、婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (2) 夫婦のいずれか又は両方が、富山県外から高岡市へ転入して1年以内であること。
- (3) 住民票を移した日から5年以上本市に定住する意思のある世帯であること。
- (4) 世帯の全員に市税の滞納がないこと。

- (5) 世帯の全員が暴力団員等(高岡市暴力団排除条例(平成 24 年高岡市条例第 12 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。)でないこと。
- (6) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けていないこと。
- (7) 外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令に基づき、日本国に永住権を有している者であること。
- (8) 世帯の全員が他の公的制度による同種の家賃補助を受けていないこと。
- (9) 世帯員が過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けたことがないこと。ただし、第 5 条第 2 項の規定により 2 回目以降の申請を行う場合は、この限りでない。

(支援金の額等)

第 4 条 支援金の 1 月当たりの額は、家賃から住宅手当を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、25,000 円を限度とする。

- 2 支援金を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)は、初回交付申請日の属する月の翌月から起算して 24 月を最長とする。
- 3 当該交付対象期間において、前条に規定する支援金の交付対象となる要件を欠くに至った場合は、当該要件を欠くに至った月の属する年度の月分の支援金は交付しない。

(支援金の交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高岡市移住新婚世帯家賃支援金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
 - (2) 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)
 - (3) 世帯全員の住民票の写し
 - (4) 世帯全員の所得証明書
 - (5) 世帯全員の完納証明書
 - (6) 住宅手当の内容が分かる書類(給与明細等)
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 次条の規定により支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付対象期間中に年度が変わる場合で引き続き交付を受けようとするときは、新たな年度の 4 月 30 日までに、申請書を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、高岡市移住新婚世帯家賃支援金交付決定通知書(様式

第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 交付決定者は、支援金の交付の決定を受けた後において、当該決定に係る申請内容を変更しようとするときは、高岡市移住新婚世帯家賃支援金変更交付申請書(様式第3号)に第5条第1項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、高岡市移住新婚世帯家賃支援金変更交付決定通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、交付対象期間内において市内の他の民間賃貸住宅へ転居したときは、第1項の変更交付申請書を提出することにより、引き続き交付を受けることができる。この場合において、交付対象期間は、初回交付申請日を起算日として通算するものとする。

(支援金の請求)

第8条 交付決定者は、支援金の交付を受けようとするときは、当該支援金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、高岡市移住新婚世帯家賃支援金交付請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の所得証明書
- (3) 世帯全員の完納証明書
- (4) 住宅手当の内容が分かる書類(給与明細等)
- (5) 支援金の交付決定があった日の属する年度の家賃の支払を証明する書類

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(支援金の返還等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により支援金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 初回交付申請日から起算して2年未満で市外に転出し、又は居住の実態がないとき。
- (4) 初回交付申請日から起算して2年未満で賃貸借契約を解除したとき(市内の他の民間賃貸住宅へ転居する場合を除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、

既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市長は、前項の規定により支援金の返還命令をするときは、高岡市移住新婚世帯家賃支援金返還命令書(様式第6号)により行う。
- 4 前項の規定により支援金の返還命令を受けた交付決定者は、当該返還命令を受けた金額を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(調査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に支援金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。